

一 縦覧に供する書類

平内地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び平内町地域整備課

三 縦覧期間

平成二十二年二月三日から同月二十二日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、平内町地域整備課にあつては、その執務時間内とする。

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、三沢都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり三沢都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

三沢都市計画区域における道路に関する都市計画（三・三・一 号大町木崎野線ほか五路線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

三沢市大字犬落瀬字古間木、字古間木山、大字三沢字猫又、字堀口、字山ノ神、字上屋敷、字中平、字山ノ下、字水筒、大町二丁目、大町三丁目、本町二丁目、本町四丁目、岡三沢二丁目、岡三沢四丁目、下久保三丁目、東岡三沢一丁目、東岡三沢二丁目、東岡三沢三丁目、栄町一丁目及び花園町三丁目の各一部

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、三沢市建設部都市整備課

四 縦覧期間

平成二十二年二月四日から同月十七日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

都市計画事業の変更認可

八戸都市計画事業の変更認可について、平成二十二年一月二十二日東北地方整備局告示第五号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

八戸都市計画道路事業（三・三・八 号白銀市川環状線及び三・三・五 号尻内百石線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

平成九年建設省告示第二百四十三号の事業地のうち青森県八戸市大字市川町字浜を削る。また、青森県八戸市大字市川町字長七谷地及び字下大谷地地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

宅地建物取引業者の免許の取消し

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十六条第一項の規定によ

り、次のとおり宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第七十条第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称

有限会社瑞翁通産業

二 代表者の氏名

佐々木将人

三 主たる事務所の所在地

青森市中央四丁目九の一七

四 免許証番号

青森県知事(八)第一九〇八号

五 取消年月日

平成二十二年一月二十七日

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社奥村工務店

二 代表者の氏名 奥村 衛

三 主たる営業所の所在地 青森市浪打二丁目一四の三

四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第一〇〇三四八号

五 取消年月日 平成二十二年一月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年四月十七日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社川原

二 代表者の氏名 原田 重博

三 主たる営業所の所在地 青森市大字滝沢字下川原一五の四

四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一五三二二号

五 取消年月日 平成二十二年一月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年七月二十九日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 日野建ホーム株式会社

二 代表者の氏名 日野 高一
 三 主たる営業所の所在地 青森市柳川一丁目二の六二
 四 許可番号 青森県知事許可(特 一六)第二二八二六号
 五 取消年月日 平成二十二年一月十九日
 六 取消しに係る建設業の許可
 建築、大工工事業に係る特定建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成二十一年十二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 洪弘建設有限公司
 二 代表者の氏名 洪谷 弘志
 三 主たる営業所の所在地 平川市松館浅井六八の二
 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第九五三三号
 五 取消年月日 平成二十二年一月十三日
 六 取消しに係る建設業の許可
 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成二十一年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
 平成二十二年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 佐々木塗装
 二 氏名 佐々木 捷昭
 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字東禿九八の五
 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第五二二二二号
 五 取消年月日 平成二十二年一月十四日
 六 取消しに係る建設業の許可
 塗装工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成二十一年十二月二日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大高電気工事店
 二 氏名 大高 則秋
 三 主たる営業所の所在地 つがる市森田町中田米崎二三
 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一一一五九号
 五 取消年月日 平成二十二年一月十五日
 六 取消しに係る建設業の許可
 電気工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成二十一年十二月二十一日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社葛西土木
- 二 代表者の氏名 葛西 広美
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市富田町里見八四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一一五三六号
- 五 取消年月日 平成二十二年一月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社陸奥工業
- 二 代表者の氏名 秋田 達也
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡横浜町字苗代川目五五の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一二一 五号
- 五 取消年月日 平成二十二年一月十五日

六 取消しに係る建設業の許可
大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年五月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

収用委員会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成二十二年二月三日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称
審理の開催について（通知）
- 二 通知を受けるべき者
別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所
青森県土整備部監理課内
- 四 その他
一の書類は、平成二十二年二月十六日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所
鈴木 一 弥	住所不明 ただし、住民票の住所 〒981-1103 青森県新徳区百人町1丁目1番11号 今井ビル103

芳賀 吉太郎	青森県青森市松森3丁目14番3号
木村 美香	東京都目黒区中町1丁目38番6号 ライオンパシオ205

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭